

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
(②の続き)	老健局振興課	<p>○ 財団法人テクノエイド協会に対する事業費の補助</p> <p>※ 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」第7条において、民間法人を指定する旨を規定しており、この指定法人が法律に基づいて行う福祉用具の試験評価、情報の収集・提供及び支援協力事業を行うための事業費の補助を実施。</p>	<p>○ 平成18年度においては、福祉用具の相談担当職員等を対象とした効果的な福祉用具の活用や導入を図るための研究会の開催等の事業を実施。</p> <p>【平成19年度予算：40百万円】</p>	40百万円	-

2 キャリアアップの仕組みの構築

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>① 質の高い介護福祉士や社会福祉士、保育士等を確保する観点から、資格制度の充実を図り、その周知を行うこと。また、有資格者等のキャリアを考慮した施設長や生活相談員等の資格要件の見直しや社会福祉主事から社会福祉士へのキャリアアップの仕組みなど、福祉・介護サービス分野における従事者のキャリアパスを構築すること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>○ 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の見直し</p> <p>※ 全ての受験者が国家試験を受験するという形での介護福祉士の資格取得方法の見直しや教育カリキュラムの見直し等の内容とする「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)を第166回通常国会へ提出。</p>	<p>○ 介護福祉士制度、社会福祉士制度の在り方については、平成18年9月から12月までの間4回にわたり社会保障審議会福祉部会において議論が行われ、「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」が取りまとめられたところ。</p> <p>○ 厚生労働省において、上記意見書を踏まえ、教育カリキュラムの具体的内容等について、有識者からなる検討会を開催し、検討中。</p>	<p>—</p>	<p>○ 新たな教育カリキュラムについては平成21年4月から、新たな国家試験については、平成24年4月から施行。</p>
	<p>社会・援護局障害保健福祉部精神・保健課</p>	<p>○ 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討</p>	<p>○ 「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」を開催し、検討中。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
	<p>雇用均等・児童家庭局家庭福祉課</p>	<p>○ 児童福祉施設最低基準を改正し、児童自立支援施設の長及び児童自立支援専門員の資格要件について見直しを行った。</p>	<p>○ 平成19年4月より施行。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
② 福祉・介護サービス分野におけるキャリアパスに対応した生涯を通じた研修体系の構築を図るとともに、施設長や従事者に対する研修等の充実を図ること。(経営者、職能団体その他の関係団体等、国、地方公共団体)	老健局振興課	○ 介護職員基礎研修の実施。	○ 平成18年度より各都道府県において実施。	-	○ 今後、全国の介護職員基礎研修の実施状況や、介護福祉士の資格要件の見直しの時期等を勘案した上で、現在の訪問介護員養成研修課程を介護職員基礎研修に一元化する予定。
		○ 全国社会福祉協議会が老人保健健康増進等事業として、介護職員のキャリア開発支援システム普及推進モデル事業を実施。	○ 平成18年3月に「介護サービス従事者の研修体系のあり方について」を報告。 ○ 引き続き、介護福祉士資格取得後の研修のあり方について、調査・研究を実施。	-	-
	社会・援護局福祉基盤課	○ 全国社会福祉協議会中央福祉学院「ロフォス湘南」における各種研修の実施。 ※ 社会福祉施設の生活相談員等の任用資格である社会福祉主事の養成や社会福祉法人の役員・施設長に対する研修、指導的な役割を担う福祉サービス従事者の養成のための研修等を実施。	○ 平成18年度においては、4,663人が受講。 【平成19年度予算額：49百万円】	49百万円	-

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
(②の続き)	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	○ 全国の婦人相談所の所長、婦人相談員及び心理判定員等に対する専門的な研修の実施。	-	-	-
		○ 都道府県が行う婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体などで配偶者からの暴力被害者等の支援を行う職員に対して行う専門研修への補助を実施。	○ 平成18年度においては、42都道府県で実施。	2,668百万円の内数	-
	職業安定局需給調整事業課	<p>○ 財団法人介護労働安定センターにおいて雇用管理改善に係る各種事業を実施</p> <p>① 雇用管理責任者講習</p> <p>② 介護雇用管理助成金の支給 介護関連事業者が新サービスの提供等を行うのに伴い、雇用管理改善のための事業を実施した場合、その経費の2分の1を助成)</p> <p>※ 雇用管理改善のメニューとして教育訓練に係る経費についても助成対象となる。</p>	<p>① 雇用管理責任者講習 平成18年度 開催回数 529回 受講者数 13,275人</p> <p>② 介護雇用管理助成金 平成18年度 10,119件</p> <p>【平成19年度予算：介護労働者雇用改善援助事業等交付金957百万円(職業安定局所管事業分)の内数】</p>	介護労働者雇用改善援助事業等交付金902百万円(職業安定局所管事業分)の内数	-

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
③ 従事者のキャリアアップを支援する観点から、働きながら介護福祉士、社会福祉士等の国家資格等を取得できるよう配慮するとともに、従事者の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識・技術を習得できる体制（OJT）や、職場内や外部の研修の受講機会等（OFF-JT）の確保に努めること。（経営者、関係団体等）	老健局振興課	○ 全国社会福祉協議会が老人保健健康増進等事業として、介護職員のキャリア開発支援システム普及推進モデル事業を実施。	○ 平成18年3月に「介護サービス従事者の研修体系のあり方について」を報告。 ○ 引き続き、介護福祉士資格取得後の研修のあり方について、調査・研究を実施。	—	—
	社会・援護局福祉基盤課	○ 介護福祉士制度及び社会福祉制度の見直し ※ 全ての受験者が国家試験を受験するという形での介護福祉士の資格取得方法の見直しや教育カリキュラムの見直し等を内容とする「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）を第166回通常国会へ提出。	○ 介護福祉士制度、社会福祉士制度の在り方については、平成18年9月から12月までの間4回にわたり社会保障審議会福祉部会において議論が行われ、「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」が取りまとめられたところ。 ○ 厚生労働省において、上記意見書を踏まえ、教育カリキュラムの具体的内容等について、有識者からなる検討会を開催し、検討中。	—	○ 新たな教育カリキュラムについては平成21年4月から、新たな国家試験については、平成24年4月から施行。
	社会・援護局障害保健福祉部精神・保健課	○ 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討	○ 「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」を開催し、検討中。	—	—
	雇用均等・児童家庭局保育課	○ 社会福祉法人日本保育協会が行う保育所長や保育士等を対象とする研修事業への補助	○ 主任保育士研修会等の研修会を全国19か所において実施。 【平成19年度予算：保育所保育士研修等事業74百万円】	99百万円	—

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
(③の続き)	社会・援護局福祉基盤課	<p>○ 介護福祉士等修学資金貸付事業</p> <p>※ 介護福祉士養成施設及び社会福祉士養成施設に修学する者に対し、必要な資金を貸付け。</p> <p>① 実施主体：都道府県 ② 上限：月額3万6千円 ③ 免除：貸付けを受けた都道府県内の社会福祉施設等において介護業務等を行う職員として1年以内に就労し、7年間継続して従事した場合等</p>	<p>○ 平成18年度においては、24都道府県で実施しており、約3億7千万円を貸付け。</p> <p>【平成19年度予算：セーフティネット支援対策事業費補助金 18,000百万円の内数】</p>	<p>セーフティネット支援対策事業費補助金 19,500百万円の内数</p>	-

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
④ 従事者のキャリアアップを支援する観点から、労働者の主体的な能力開発の取組を支援する教育訓練給付制度を適切に運営すること。(国)	職業能力開発局 育成支援課・職業安定局 雇用保険課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育訓練給付制度の運営 ※ 労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講した場合に、その当該教育訓練講座の受講に要した費用の一部に相当する額を支給する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年10月1日現在、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得を目標とするものとして177講座を指定。 ○ 平成18年度においては、指定講座全体で約14万人に対し支給。 【平成19年度予算額：11,773百万円】 	6,345百万円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育訓練給付制度の指定基準等に基づき、引き続き適切に運営する。
⑤ 従事者の多様な業務を経験する機会を確保する観点から、経営者間のネットワークを活かした人事交流等を通じて、人材の育成を図ること。(経営者、関係団体等)	社会・援護局福祉基盤課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「社会福祉法人経営の現状と課題—新たな時代における福祉経営の確立に向けての基礎作業—」の作成 	—	—	—
⑥ 国家資格等の有資格者について、さらに高い専門性を認証する仕組みの構築を図るなど、従事者の資質向上に取り組むこと。(職能団体、養成機関の団体その他の関係団体等)	社会・援護局福祉基盤課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門介護福祉士の在り方について検討 ※ 社会保障審議会福祉部会の「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」の中で、重度の認知症への対応など、より専門的な対応ができる人材の育成を行っていくべき旨の提言がなされたことを踏まえ、専門介護福祉士の在り方についての論点の整理を行うため、有識者等からなる研究会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年5月14日に第1回会議を開催。 《リンク》 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/dl/s0530-9c.pdf 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き研究会において、専門介護福祉士の在り方について検討。(平成20年度中)
	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会的養護に関する資格の創設について検討。 	—	—	—

3 福祉・介護サービスの周知・理解

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>① 教育機関等が生徒等に対して、ボランティア体験の機会を提供するなど、成長段階に応じて福祉・介護サービスの意義や重要性についての理解と体験ができるよう、働きかけを行うこと。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)</p>	<p>社会・援護局地域福祉課</p>	<p>○ 全国ボランティア活動振興センター運営事業の実施</p> <p>※ 経済団体・労働団体・マスコミ・教育等の各界によるボランティアシンポジウムの開催、ボランティアに関する各種資料・文献等の情報提供やボランティアセンター担当者に対する研修事業等を実施。</p>	<p>○ 平成18年度においては、</p> <p>ア ボランティア活動推進国民会議を開催する事業</p> <p>イ 全国ボランティア大会を開催する事業</p> <p>ウ ボランティアライブラリーを整備する事業</p> <p>エ ボランティア活動に関する調査研究事業</p> <p>オ ボランティア関係情報誌を発行する事業</p> <p>カ 福祉教育推進のためのモデル事例集等の作成事業</p> <p>キ ボランティア活動に関する研修事業等の事業を実施。</p> <p>【平成19年度予算額：全国ボランティア活動振興センター運営事業38百万円】</p>	<p>38百万円</p>	<p>○ ボランティア活動の振興が図られるよう、引き続き支援。</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
(①の続き)	社会・援護局地域福祉課	<p>○ 都道府県・指定都市・市区町村ボランティアセンターの運営</p> <p>※ 平成19年度より、これまでセーフティネット支援対策等事業費補助金において実施してきた「ボランティア振興事業」、「地域福祉推進支援事業」、「地域福祉ネットワーク事業」を統合し、「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援するため、ボランティア活動リーダーの養成講座や災害ボランティアネットワークの構築等を行う「地域福祉等推進特別支援事業」を創設。</p>	<p>○ 平成18年度においては、事業内容を見直す前の「ボランティア振興事業」として、全ての都道府県、指定都市社会福祉協議会が、</p> <p>ア 学童・生徒またはボランティア活動に参加意欲のある社会人等すべての地域住民が福祉教育に接する機会を得て福祉活動への理解と関心を深めるための福祉教育推進事業</p> <p>イ ボランティア活動を希望する企業・労働組合・農協・生協・住民参加型サービス団体の担当者等を対象とするリーダーやコーディネーター等の養成・研修事業</p> <p>ウ ボランティア活動の動向や先駆的な活動事例等を紹介する情報誌を発行する広報・啓発等の事業を実施。</p> <p>【平成19年度予算：セーフティネット支援対策事業費補助金 18,000百万円の内数】</p>	セーフティネット支援対策事業費補助金 19,500百万円の内数	○ ボランティア活動の振興が図られるよう、引き続き支援。

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>② 福祉・介護サービスの職場体験の実施、マスメディアを通じた広報活動、これらを重点的に実施する期間の設定等、関係各機関の連携の下、若年層を始めとする幅広い層に対し、認知症等の福祉・介護サービスの利用者やこうした利用者を支える福祉・介護サービスについての理解を求めること。(経営者、職能団体、養成機関の団体その他の関係団体等、国、地方公共団体)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>○ 福祉人材センターによる福祉人材確保重点月間の実施</p> <p>※ 福祉・介護サービスへの国民の関心を喚起し、福祉・介護分野への国民の参入・参画を促進するため、福祉人材確保重点月間を定め、全国規模での広報活動や合同面接会、福祉人材交流大会等を当該月間内に重点的に実施。</p>	<p>○ 当該事業は、平成20年度概算要求に新規事業として盛り込んだところ。</p> <p>【①平成19年度予算：中央福祉人材センター運営事業費 58百万円】</p> <p>【②平成19年度予算：福祉人材確保重点事業 セーフティネット支援対策事業費補助金 18,000百万円の内数】</p>	<p>①の事業 61百万円</p> <p>②の事業 セーフティネット支援対策事業費補助金 19,500百万円の内数</p>	<p>○ 福祉人材確保重点月間を定め、中央福祉人材センター及び都道府県福祉人材センターが、関係機関等と連携しつつ、全国規模で広報活動、合同面接会、福祉人材交流大会、メンタルヘルス等の相談事業等を月間内に重点的に行う事業を検討中。(平成20年度中)</p>
<p>③ 施設の地域開放やボランティアの受入れ、地域活動への積極的な参加など、地域との交流を図ること。(経営者、関係団体等)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>○ 人材確保指針の周知</p>	<p>○ 人材確保指針について、</p> <p>① 都道府県、関係団体に対し、その周知に関して協力を依頼する旨を通知</p> <p>② 9月18日に開催された障害保健福祉担当主管課長会議において、説明を行うとともに、資料を配付</p> <p>③ 厚生労働省ホームページに関係資料を掲載するなどの取組を実施。</p> <p>《リンク》 http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/fukusijinza_i.pdf</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
④ 将来を担う人材を育てていくことが、福祉・介護サービスや経営者の社会的な評価を高めていくことにつながるという観点に立って、福祉・介護サービス分野への就業を目指す実習生を積極的に受け入れるとともに、実習を受け入れる施設における適切な受入体制を確保すること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)	社会・援護局福祉基盤課	○ 実習施設における実習指導者の資質の向上のための研修会の実施。 ※ 介護福祉士や社会福祉士の養成課程において、より質の高い実習教育を確保する観点から、実習施設における実習指導者に対する研修を実施。	○ 当該事業は、平成 20 年度概算要求に新規事業として盛り込んだところ。	介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業 33 百万円 社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業 22 百万円	○ 平成 21 年 4 月からの新たな介護福祉士及び社会福祉士の教育カリキュラムの施行に向けて着実に実施。
		○ 介護実習内容高度化モデル事業の実施。 ※ 実践力の高い介護福祉士を養成する観点から、質の高い実習教育が確保されるよう、養成施設と実習施設の連携の在り方等について検討するとともに、マニュアルを作成。	○ 平成 19 年 10 月 4 日に第 1 回中央検討委員会を開催するとともにブロックごとにモデル実習を実施。 【平成 19 年度予算：45 百万円】	23 百万円	-

4 潜在的有資格者等の参入の促進等

(1) 介護福祉士や社会福祉士等の有資格者の活用等の促進

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
	老健局振興課	○ 介護福祉士が30%以上配置されているなど、一定の要件を満たす訪問介護事業所について、「特定事業所加算」として、介護報酬を加算。	—	—	—
		○ 地域包括支援センター職員の配置要件	○ 地域包括支援センターに配置する、職員の要件の1つとして社会福祉士を規定。	—	—
	老健局老人保健課・振興課	○ 訪問介護員の要件	○ 訪問介護に従事する者の要件の1つとして介護福祉士を規定。	—	—
		○ 訪問介護事業所におけるサービス提供責任者の要件	○ 訪問介護事業所のサービス提供責任者の要件の1つとして介護福祉士を規定。	—	—

(2) 潜在的有資格者等の参入の促進

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>① 潜在的有資格者等について、就業の現状や離職の理由、福祉・介護サービス分野への再就業の意向等の実態を把握すること。(関係団体等)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>○ 介護福祉士等現況調査事業</p> <p>※ 介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家資格を取得しながら、何らかの理由で福祉・介護サービスに就業していない者が多数存在しているが、これらの潜在的有資格者については、その現状や離職の理由等の実態が明らかでないことから、実態を踏まえ、適切に就労に結びつけていけるよう、介護福祉士等の有資格者に対する現況調査を実施。</p>	<p>○ 当該事業は、平成20年度概算要求に新規事業として盛り込んだところ。</p>	<p>47百万円</p>	<p>○ 今後、具体的な調査内容や調査項目を検討。(平成20年度中)</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>② 潜在的有資格者等に対して、就職説明会の実施等を通じて、関心を喚起し、福祉・介護サービス分野への再就業を働きかけること。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>① 中央福祉人材センター運営事業</p> <p>※ 都道府県福祉人材センター間の連絡・調整や指導等を行うとともに、福祉人材の動向に関する情報収集等を行う中央福祉人材センターの運営経費を補助。</p> <p>② 福祉人材確保重点事業</p> <p>※ 福祉分野に就労を希望する者に対する無料職業紹介等を行う都道府県福祉人材センターの運営経費を補助。</p>	<p>○ 昨今の福祉・介護分野における雇用情勢の逼迫化に対応するため、平成19年度より都道府県福祉人材センター運営事業の見直しを行い、潜在マンパワーの掘り起こし、福祉・介護分野への障害者雇用の促進等、それぞれの地域に応じた需要に対する重点事業及び先駆的・試行的事業を優先的に採択することとした。</p> <p>【①平成19年度予算：中央福祉人材センター運営事業費 58百万円】</p> <p>【②平成19年度予算：福祉人材確保重点事業 セーフティネット支援対策事業費補助金 18,000百万円の内数】</p>	<p>①の事業 61百万円</p> <p>②の事業 セーフティネット支援対策事業費補助金 19,500百万円の内数</p>	<p>○ 引き続き、地域の実情を十分に分析した上で、潜在的有資格者等の確保に必要な事業等について優先的に実施していくこととしている。(毎年度)</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>③ 潜在的有資格者等のうち、再就業を希望するものに対して、再就業が円滑に進むよう、関係団体等や公共職業安定所等との十分な連携による無料職業紹介等の実施や再教育等を通じて、就業の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等、国)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>○ 福祉人材確保重点事業</p> <p>※ 福祉分野に就労を希望する者に対する無料職業紹介等を行う都道府県福祉人材センターの運営経費を補助。</p>	<p>○ 平成 18 年度の紹介・応募人数は 37,695 人。</p> <p>○ 平成 19 年 5 月 31 日付け社援発 0531003 号「福祉人材センター等と福祉重点ハローワーク等との効果的な連携のあり方について」を発出し、ハローワークとの効果的な連携策を通知。</p> <p>【②平成 19 年度予算：セーフティネット支援対策事業費補助金 18,000 百万円の内数】</p>	<p>セーフティネット支援対策事業費補助金 19,500 百万円の内数</p>	<p>○ 福祉人材センター・福祉人材バンクの PR に努めるとともに、職能団体等と連携し、再就業を希望する者に対する研修の充実を検討。(毎年度)</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>④ 福祉・介護サービス分野へ就業した潜在的有資格者等について、将来にわたって安定的に仕事ができるよう、相談体制を整備するなど、その定着の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>① 中央福祉人材センター運営事業</p> <p>※ 都道府県福祉人材センター間の連絡・調整や指導等を行うとともに、福祉人材の動向に関する情報収集等を行う中央福祉人材センターの運営経費を補助。</p> <p>② 福祉人材確保重点事業</p> <p>※ 福祉分野に就労を希望する者に対する無料職業紹介等を行う都道府県福祉人材センターの運営経費を補助。</p>	<p>○ 福祉・介護分野に従事する者の定着促進に向けて、経営者に対する相談援助活動を実施している。</p> <p>【平成19年度予算：中央福祉人材センター運営事業費 58百万円】</p> <p>【平成19年度予算：②福祉人材確保重点事業 セーフティーネット支援対策事業費補助金 18,000百万円の内数】</p>	<p>①の事業 61百万円</p> <p>②の事業 セーフティーネット支援対策事業費補助金 19,500百万円の内数</p>	<p>○ 関係団体等の協力を得つつ、現場における介護職員の人材確保に関する取組や法人間のネットワークの構築事例を収集・研究し、介護職員の定着促進等に向けた課題の整理と好事例の収集、それらに関する情報提供を行う事業を検討。(平成20年度メド)</p> <p>○ 従事者(求職者)のキャリア開発を支援する観点から、都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクにおけるキャリアカウンセリング機能の充実策を検討。(平成20年度中)</p>

5 多様な人材の参入・参画の促進

(1) 福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する人材の参入の促進

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>① 多様な人材を確保する観点から、福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者等に対して、就職説明会の実施等を通じて、福祉・介護サービス分野への関心を喚起し、就業を働きかけること。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>① 中央福祉人材センター運営事業</p> <p>※ 都道府県福祉人材センター間の連絡・調整や指導等を行うとともに、福祉人材の動向に関する情報収集等を行う中央福祉人材センターの運営経費を補助。</p> <p>② 福祉人材確保重点事業</p> <p>※ 福祉分野に就労を希望する者に対する無料職業紹介等を行う都道府県福祉人材センターの運営経費を補助。</p>	<p>○ 昨今の福祉・介護分野の雇用情勢の逼迫化に対応するため、平成19年度より都道府県福祉人材センター運営事業の見直しを行い、潜在マンパワーの掘り起こし、福祉・介護分野への障害者雇用の促進等、それぞれの地域に応じた需要に対する重点事業及び先駆的・試行的事業を優先的に採択することとした。</p> <p>【①平成19年度予算：中央福祉人材センター運営事業費 58百万円】</p> <p>【②平成19年度予算：福祉人材確保重点事業 セーフティーネット支援対策事業費補助金 18,000百万円の内数】</p>	<p>①の事業 61百万円</p> <p>②の事業 セーフティーネット支援対策事業費補助金 19,500百万円の内数</p>	<p>○ ハローワークや市区町村等と連携し、就職説明会や体験就業プログラム、インターンシップ等の取組の充実を検討。(平成20年度中)</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
② 福祉・介護サービス以外の他の分野に従事する者等のうち、福祉・介護サービス分野への就業を希望するものに対して、関係団体等と公共職業安定所等との十分な連携による無料職業紹介等の実施を通じて、就業の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等、国)	社会・援護局福祉基盤課	① 中央福祉人材センター運営事業 ※ 都道府県福祉人材センター間の連絡・調整や指導等を行うとともに、福祉人材の動向に関する情報収集等を行う中央福祉人材センターの運営経費を補助。 ② 福祉人材確保重点事業 ※ 福祉分野に就労を希望する者に対する無料職業紹介等を行う都道府県福祉人材センターの運営経費を補助。	○ 平成18年における紹介・応募人数は37,695人。 ○ 平成19年5月31日付け社援発0531003号「福祉人材センター等と福祉重点ハローワーク等との効果的な連携のあり方について」を发出し、ハローワークとの効果的な連携策を通知。 【①平成19年度予算：中央福祉人材センター運営事業費 58百万円】 【②平成19年度予算：福祉人材確保重点事業 セーフティネット支援対策事業費補助金 18,000百万円の内数】	①の事業 61百万円 ②の事業 セーフティネット支援対策事業費補助金 19,500百万円の内数	○ ハローワークや市区町村等と連携し、就職説明会や体験就業プログラム、インターンシップ等の取組の充実を検討。(平成20年度中)
	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課	○ 母子家庭の母が看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格の取得を促進するため、一定期間修業支援手当を支給する。	○ 平成17年度実績 709件	2983百万円 百万円の内数	-

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>③ 福祉・介護サービス以外の他の分野に従事していた者等で、福祉・介護サービス分野へ就業したものについて、将来にわたって安定的に仕事ができるよう、相談体制を整備するなど、その定着の支援に取り組むこと。(福祉人材センター、福祉人材バンクその他の関係団体等)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>① 中央福祉人材センター運営事業</p> <p>※ 都道府県福祉人材センター間の連絡・調整や指導等を行うとともに、福祉人材の動向に関する情報収集等を行う中央福祉人材センターの運営経費を補助。</p> <p>② 福祉人材確保重点事業</p> <p>※ 福祉分野に就労を希望する者に対する無料職業紹介等を行う都道府県福祉人材センターの運営経費を補助。</p>	<p>○ 社会福祉事業従事者の定着促進に向けて、経営者に対する相談援助活動を実施している。</p> <p>【①平成19年度予算：中央福祉人材センター運営事業費 58百万円】</p> <p>【②平成19年度予算：福祉人材確保重点事業 セーフティーネット支援対策事業費補助金 18,000百万円の内数】</p>	<p>①の事業 61百万円</p> <p>②の事業 セーフティーネット支援対策事業費補助金 19,500百万円の内数</p>	<p>○ 有識者による検討会を設け、関係団体等との協力を得ながら、介護職員の人材確保がうまく行われている施設のヒアリングを行い、これを検証するとともに、事例を収集し、課題と具体的な取組方法について研究を行うことで、介護職員の定着促進等に向けた課題を整理するとともに、これに係る好事例を収集して全国にフィードバックすることを検討。(平成20年度中)</p> <p>○ 従事者(求職者)のキャリア開発を支援する観点から、福祉人材センター・バンクにおけるキャリアカウンセリング機能の充実策を検討。(平成20年度中)</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
④ 利用者のサービスの選択に資することを目的とした第三者評価結果の公表や情報開示等は、福祉・介護サービス分野への就業を希望する者にとっても就業先の選択に資するものであることを踏まえ、これらの推進を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)	老健局振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービス情報の公表制度 ※ 利用者の介護サービス選択に資することを目的として、都道府県が原則すべての事業所に対して事業所情報の公表を義務づけた制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施行初年度の平成18年度に訪問介護、訪問入浴介護など9サービスの公表を実施し、約8万2千事業所(平成19年3月末現在)が公表。 【19年度予算 介護サービス情報公表支援事業：1,980百万円】 	486百万円	<ul style="list-style-type: none"> ○ 19年度に介護療養型医療施設など3サービスを追加施行し、平成21年度までに全てのサービスを施行することとしている。また、必要に応じて、公表項目など見直しを行っている予定としている。
	雇用均等・児童家庭局 保育課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「保育所版の福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン及び福祉サービス内容評価基準ガイドライン等について」通知を发出 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成14年に(社)保育士養成協議会が評価機関を立ち上げ、第三者評価を実施。評価結果については、事業所の了解があったものについてi子育てネットで公表。 		-

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>(④の続き)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課</p>	<p>○ 福祉サービスの第三者評価事業</p> <p>※ 全国社会福祉協議会において、評価事業者普及協議会を設置し、第三者評価に関する情報の集約、発信等を行うとともに、評価調査者養成のための指導者研修等を実施。</p>	<p>【平成 19 年度予算：福祉サービスの第三者評価事業 94 百万円】</p>	<p>85 百万円</p>	<p>—</p>
		<p>① 中央福祉人材センター運営事業</p> <p>※ 都道府県福祉人材センター間の連絡・調整や指導等を行うとともに、福祉人材の動向に関する情報収集等を行う中央福祉人材センターの運営経費を補助。</p> <p>② 福祉人材確保重点事業</p> <p>※ 福祉分野に就労を希望する者に対する無料職業紹介等を行う都道府県福祉人材センターの運営経費を補助。</p>	<p>○ 福祉人材情報システムにおいて求人情報を登録する事業所について、事業所の従事者の構成や採用・離職に関する情報、労働環境や人材養成に関する制度の整備及び運用状況等についての詳細な情報を開示し、従事者の選択に資する情報を提供している。</p> <p>【①平成 19 年度予算：中央福祉人材センター運営事業費 58 百万円】</p> <p>【②平成 19 年度予算：福祉人材確保重点事業 セーフティネット支援対策事業費補助金 18,000 百万円の内数】</p>	<p>①の事業 61 百万円</p> <p>②の事業 セーフティネット支援対策事業費補助金 19,500 百万円の内数</p>	<p>○ 同情報に対する求職者、学校からのニーズ・評価を事業所に伝えることで、登録事業所の増を図るとともに、公開情報内容について随時見直しを図る。(平成 20 年度中)</p>

(2) 高齢者等の参入・参画の促進等

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>① 高齢者に対する研修等を通じて、高齢者が福祉・介護サービス分野へ就業しやすい、又は、ボランティアとして参画しやすい環境を整えるほか、これまでの就業経験の中で培ってきた経理や労務管理等の専門的知識・技能の活用を図ること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)</p>	<p>老健局振興課</p>	<p>○ 高齢者・団塊世代の再チャレンジ支援のための簡易な資格制度として実施する「介護サポーター(仮称)」について検討。</p>	<p>○ 高齢者・団塊世代の家庭や地域における活躍を図る観点も踏まえ、介護サポーター(仮称)の養成のあり方や研修内容等について調査・研究を実施。</p>	<p>—</p>	<p>○ 介護サポーター(仮称)の養成の在り方や研修内容等についての調査・研究を踏まえ、試行事業等を実施し、検証することを検討。</p>
	<p>職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課</p>	<p>① シルバー人材センターにおいて、定年退職後等に、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、これによって高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりを進める。</p> <p>② 地方公共団体が行う生活相談との密接な連携を図り、地方公共団体の庁舎施設内等に高齢者職業相談室を設置し、概ね55歳以上の高齢者を対象として、地方公共団体が行う生活相談との密接な連携を図りつつ、職業相談、職業紹介を行うほか、事業主に対する相談等を行っている。</p>	<p>① 平成18年度において、就業したシルバー人材センター会員の就業延人員数は7,269万人日。</p> <p>② 平成18年度高齢者職業相談室における就職件数42,800件。</p> <p>【①平成19年度予算：シルバー人材センター事業 13,967百万円】</p> <p>【②平成19年度予算：高齢者職業相談室 610百万円】</p>	<p>①の事業 13,827百万円</p> <p>②の事業 466百万円</p>	<p>① 平成20年度予算概算要求において、「教育」、「子育て」、「介護」、「環境」等の分野を重点分野とし、当該分野において、シルバー人材センターが地方自治体と連携した事業の企画を事前に提案させ、効果が見込まれると判断される場合について、シルバー人材センターへ補助を行う事業方式を導入することとしている。</p> <p>② 実績の低調な高齢者雇用相談室については廃止を含めた検討を行い効率的な運営を行う。</p>
	<p>雇用均等・児童家庭局保育課</p>	<p>○ 保育所の業務のうち、比較的高齢者等に適したものについてこれらの者を非常勤職員として雇用した場合における保育所運営費の加算。</p>	<p>【平成19年度予算額：保育所運営費負担金312,710百万円の内数】</p>	<p>327,626百万円の内数</p>	<p>—</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>② 障害者に対し、就労支援を含む様々な支援を通じて、障害者が自らの能力を十分に発揮できる社会参加の活動の一つとして、福祉・介護サービス分野への参入・参画を促進すること。(経営者、関係団体等、国、地方公共団体)</p>	<p>職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課</p>	<p>○ 福祉・介護サービス分野も含め、障害者の雇用を促進するために、</p> <p>① ハローワークにおける、きめ細かな職業相談・職業紹介の実施</p> <p>② 「トライアル雇用」による、障害者雇用のきっかけづくり</p> <p>③ 身近な地域における、就業面と生活面の一体的な相談・支援（「障害者就業・生活支援センター」事業）等の支援策の充実。</p>	<p>① ハローワークにおける取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職件数は 43,987 件（うち「医療・福祉」への就職件数は 5,043 件（11.5%）） ・ 「障害者就労支援チーム」の全国実施。 <p>【平成 19 年度予算：129 百万円】</p> <p>② トライアル雇用を 8,000 人実施。</p> <p>【平成 19 年度予算：902 百万円】</p> <p>③ 障害者就業・生活支援センターを全国 135 か所に設置。</p> <p>【平成 19 年度予算：1,242 百万円】</p>	<p>①の事業 638 百万円</p> <p>②の事業 1,072 百万円（対象者数 9,500 人）</p> <p>③の事業 2,509 百万円（設置か所 205 か所）</p>	<p>① ハローワークを中心とした「障害者就労支援チーム」の体制・機能強化を検討。</p> <p>② 常用雇用への移行を促進するトライアル雇用事業の対象者を検討。</p> <p>③ 20年度においては、設置箇所数を 235 センターに拡充するとともに、実施体制の強化、職場定着機能の強化を検討。</p>
	<p>職業能力開発局 能力開発課</p>	<p>○ 介護サービス分野への就職を希望する離職者に対し、老人介護に関する知識・技能を習得する職業訓練を実施し、その参入を促進。</p>	<p>○ 平成 18 年度は介護サービス分野の職業訓練コースを 3 コース実施し、33 人の障害者が受講。</p>	<p>都道府県に対する交付金の中で実施</p>	<p>—</p>
	<p>雇用均等・児童家庭局 保育課</p>	<p>○ 保育所の業務のうち、比較的障害者等に適したものについてこれらの者を非常勤職員として雇用した場合における保育所運営費の加算。</p>	<p>【平成 19 年度予算額：保育所運営費負担金 312,710 百万円の内数】</p>	<p>327,62 百万円の内数</p>	<p>—</p>

人材確保指針に規定される人材確保のために取り組むべき措置	担当部局	施策の概要	実施状況	20年度予算(案)の状況	今後の対応
<p>③ 日比経済連携協定等に基づく外国からの介護福祉士等の受入れに当たっては、国内における従事者との均衡待遇を確保するなど、外国人介護福祉士等の受入れが適切に行われ、現場に混乱が生ずることのないよう、十分な研修体制や指導体制等を構築すること。(経営者、関係団体等、国)</p>	<p>社会・援護局福祉基盤課 職業安定局外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室</p>	<p>○ 外国人看護師・介護福祉士受入事業</p> <p>※ 経済連携協定に基づき入国する看護師・介護福祉士候補者を日本国内で一元的にあっせんする機関となる社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）が、以下の事業を行う。</p> <p>ア 経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者（以下、「介護福祉士候補者」という。）に対して、介護導入研修を実施。</p> <p>イ 介護福祉士候補者に対する研修実施体制・学習支援体制に関する助言及び指導</p> <p>ウ 雇用管理指導（介護福祉士候補者の受入れ施設への巡回、相談・苦情への対応等）を実施</p>	<p>○ 経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れは、早ければ平成20年度から開始される見込みであり、平成19年度は受入れ開始に向けた準備作業を実施しているところ。</p> <p>【平成19年度予算：外国人看護師・介護福祉士受入事業41百万円】</p>	<p>69百万円</p>	<p>○ 受入れ開始後に、事業の実施状況を踏まえて随時見直し予定。</p>